

令和7年度第3回公共施設等マネジメント推進検討会要旨

日 時 令和7年11月14日(金)15時00分～16時15分

場 所 本庁舎604・605会議室

出席者 【委員】

濱田市長、別府副市長、三木教育長、門脇企画財政課長、浜田住宅政策課長、都築高齢者介護課長、山崎生涯学習課長、岡林防災対策課長、岩田契約管財課長、弘田赤岡支所長、西内香我美支所長、伊藤夜須支所長、松本吉川支所長

【オブザーバー】(委員以外の公共施設所管課長)

前川人権課長、萩野商工観光課長

【事務局】

近藤企画財政課長補佐、山崎企画財政課長補佐、三谷企画財政課主査、高橋契約管財課長補佐、中嶋契約管財課管財係長

議 題

1 公共施設の使用料及び減免の見直しについて

公共施設の使用料と減免の取扱いについて見直しを行うため、公共施設を所管している部署の職員による専門部会を立ち上げた上で、「使用料等の適正化方針(案)」を作成する。

方針案の作成においては、各施設について、施設使用料算定シートに行政コストを入力し、施設ごとのコストを算定した上で、各施設を「市民生活における必要性」と「市場性」の2軸により、AからFの6つの区分に分類し、分類ごとに施設コストに対する公費負担の割合を設定することで、適正な使用料を算定する。

また、減免については、減免の団体数、減免額等を精査し、適正な減免規定を定める。

方針案は、検討会での協議後、行政改革推進委員会に提案する。

2 今後のスケジュールについて

12月から専門部会による方針案の作成作業を進め、2月以降に開催予定の第3回検討会に諮る。3月議会の全員協議会に方針案の説明をした上で、同月開催予定の行政改革推進委員会に提案する。

令和8年度の予定としては、4月から方針案について、市民への説明を実施した上で7月～8月頃に開催予定の第1回検討会で方針を決定し、行政改革推進委員会に報告する。

方針決定後は、各課で使用料条例と減免規則の改正作業を進め、12月議会に議案を提出する。

議会により改正案が可決された場合は、令和9年度10月までには新しい使用料条例と減免規則による運用を開始する予定。

3 その他

(1) 香南市学校等の規模適正化に関する現在の状況について

教育長より、アンケート調査など取組の現状について報告

(2) 各施設の取扱方針について

旧岸本小学校は、地域協議において特に意見はなく解体の方向

舞川公民館は、地域協議の結果、公民館としての用途を廃止する予定